

厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）新旧対照表

1

（平成16年10月1日適用）

新	旧
<p>厚生年金基金令の一部を改正する政令（平成11年政令第260号）及び厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成11年厚生省告示第192号）が平成11年10月1日から施行されることに伴い、平成11年10月1日から<u>当分の間</u>、厚生年金基金の財政運営等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下厚生年金基金の指導については遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>第1（略） 1～3（略） 4 最低責任準備金の算出の基礎となる記録の管理 （1）次の記録は、<u>当分の間</u>、安全に管理すること。 ア～オ（略） （2）平成11年10月1日以降に基金の分割があった場合、分割後基金にあつては、前記（1）に掲げる記録（分割前基金の記録を含む。）に加えて、分割前基金が分割日の前日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者に係る代行給付の現価相当額及びその算出の基礎となる記録を、<u>当分の間</u>、安全に管理すること。</p> <p>5（略） 第2 「厚生年金基金の解散等及び清算について」等の特例 1 「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」については、<u>当分の間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととする。 （略） 2 「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」については、<u>当分の間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととする。 （略）</p>	<p>厚生年金基金令の一部を改正する政令（平成11年政令第260号）及び厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成11年厚生省告示第192号）が平成11年10月1日から施行されることに伴い、平成11年10月1日から<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条第5項の保険料率（厚生年金基金の加入者である厚生年金保険の被保険者に係るものを除く。）が変更されるまでの間</u>（以下「凍結解除までの期間」という。）厚生年金基金の財政運営等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下厚生年金基金の指導については遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>第1（略） 1～3（略） 4 最低責任準備金の算出の基礎となる記録の管理 （1）次の記録は、<u>凍結解除までの間</u>、安全に管理すること。 ア～オ（略） （2）平成11年10月1日以降に基金の分割があった場合、分割後基金にあつては、前記（1）に掲げる記録（分割前基金の記録を含む。）に加えて、分割前基金が分割日の前日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者に係る代行給付の現価相当額及びその算出の基礎となる記録を、<u>凍結解除までの間</u>、安全に管理すること。</p> <p>5（略） 第2 「厚生年金基金の解散等及び清算について」等の特例 1 「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」については、<u>凍結解除までの間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととする。 （略） 2 「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」については、<u>凍結解除までの間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととする。 （略）</p>

厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）新旧対照表 2

（平成16年10月1日適用）

新	旧
<p>3 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）」については、<u>当分の間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととすること。 （略）</p> <p>4 「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（平成8年6月27日年発第3323号）」については、<u>当分の間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととすること。 （略）</p>	<p>3 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）」については、<u>凍結解除までの間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととすること。 （略）</p> <p>4 「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（平成8年6月27日年発第3323号）」については、<u>凍結解除までの間</u>、次のように読み替えて取り扱うこととすること。 （略）</p>

厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）新旧対照表

（平成17年4月1日施行）

新	旧
<p>第1 （略）</p> <p>第2 「厚生年金基金の解散等及び清算について」等の特例</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p>4 （略）</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 「厚生年金基金の解散等及び清算について」等の特例</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」については、当分の間、次のように読み替えて取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>3 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）」については、当分の間、次のように読み替えて取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p>4 （略）</p>